

景観いわき 第11号

令和5年3月発行



「景観いわき」は、市内の景観について、市民のみなさんに知っていただくため、また、考えていただくことを目的に発行しています。

この号では、昨年12月に開催した「いわき市景観座談会」についてお知らせします。

いわき市景観座談会

平成13年4月に「いわき市の景観を守り育て創造する条例」が施行されてから20年余りが経過し、本市のこれからの景観づくりに向けて、条例制定当時かかわった「いわき市の景観を考える懇談会」の委員や本市のまちづくりに関わりのある方々による「いわき市景観座談会」を令和4年12月16日（金）に「やがわせミクストコミュニティ enva」にて開催しました。

《いわき市景観座談会の主な内容》



茨城県県北生涯学習センター
志摩 邦雄 氏（座長）

【志摩（座長）】 市の景観の条例は、規制というある意味型にはめて指導をして行く行政の大きな枠組みであるが、街の表情を作っていくのは、認知する側の市民だろうと思う。そのひとつが、景観サポーターというもので、市民にもっと景観について考え発見をしてもらい、調査したものを年に一回市民に発表しようという事業であった。私もコーディネートとして入っていたが、発表会が東日本大震災の翌日だったため中止となりそこから事業は止まってしまった。

その時と今は、街並みも変わってきているが、「物語」があることを残すというか、語ることができるようになるように、街をつくって行ってもらいたいと感じる。

【蛭田】 「景観」に対する思いの一つで、小名浜の道の清掃活動をしている。「小名浜地区景観形成重点地区」に指定されている鹿島街道沿いの歩道にも縁石の間から草が生えている。各地区によって違いはあると思うが、身近にいる人達が、どのように景観に関わるかという意識付けや、システムが必要ではないかと思う。

自然環境の景観とは違い、作られた景観の場合は、地域の団体とまず連携しながら維持管理をどういう形にしていくのかということだが、「まちなかの景観」の場合には必要だと考えている。



蛭田修二建築事務所
蛭田 修二 氏

【矢内】 私は平の「月見町新川町通り景観形成重点地区」から徒歩10分位の所に住んでいるが、歩道と車道との間の植樹周りに雑草があり寒くなって枯れている様子は、なかなか景観が良いとは言えない。雑草を除去するなど、景観の維持に向けた取り組みが大事だと思う。また歩道については、独自の川のデザインがなされているが、整備されてから20年が経ち経年劣化で色彩が退色してきている。どのような歩道にすれば良いのか、これからの維持管理のことも考えて検討が必要だと思う。

世の中や時代が大きく変わる中で、新たに環境を考えたことを導入できれば、また一つ新しい形の道路になるのかなと感じる。



矢内秀幸建築設計室
矢内 秀幸 氏



たいらまちづくり株式会社
猪狩 達宏 氏

【猪狩】 私は、たいらまちづくり株式会社で中心市街地活性化を進めている。まちの景観に係わる者として今取り組んでいるのは平地区である。平のいわき駅前のアイデンティティは「城下町」だと考えているが、それをなかなか感じられないことが課題だと考えている。

その取り組みの一つとして、いわき市市制施行50周年の際に、江戸時代に建てられた磐城平城を「一夜城」として制作し、いわき駅の裏に出現させたことがあるが、皆さんの心の中にあるものを見えるようにしようということが景観を作るということにつながっていくのではないかと思っている。

【新妻(多)】 人が居る場所、安心する場所とはどんなものだろうと深く考えて手探りで「居場所」を作ってきた。これから「envaスクール」という名称で、子どもたちに向けてワークショップのようなものを作り、大人の世界からまちづくりを考えるのではなく、小さな子どもたちが「自分の住んでいるところって素敵だよ」という気持ちを持つる取り組みをしていきたいと思っている。

【新妻(邦)】 この場所を、皆さんは建物の中と感じていると思うが、僕は、ここを「屋根のある公園」として設計したので「外」だと思っている。近所の子どもや、ここを訪れた人が、建物に入っているようで建物でない場所にいるような、そんな感じを建築で表現できないかと思って試みた。建築を通して景観をつくることは結構重要だと思っている。



有限会社 ハコプラスデザイン
新妻 邦仁 氏 / 新妻 多恵子 氏



フリーライター
大谷 湖水 氏

【大谷】 20年前に景観条例の話をしたとき、「守り・育て・創造する」という言葉を出すのに時間がかかった。調和という言葉だけでも一日くらい話をした。景観も守るだけではなく変わっていく、育てていくものだ。しかも創造するものもある。そのことに、たどり着いたのは良かったと思いついた。調和についても、同じひとつのものになるのではなく、違うものがお互いに意識しながら何となく繋がっている感じというのを、皆があつたのだから、条例ができて20年が経ったのだなと、ずっと感慨深く思っていた。

東日本大震災があり、景観に対し、震災前に考えていたものと震災後では、安全をとっても意識するようになった。地震前には意識していなかったが建物の中にも含まれてきたというか、視点の一つになってきたのかなと感じている。

市は屋外広告物の許可制度等により、まちの良好な景観形成を維持推進しています。

景観というイメージの捉え方が様々であるという課題がある中で、今回の景観座談会での貴重なご意見を参考とさせていただき、今後も景観形成の普及啓発活動の充実を図っていきます。

【編集・発行】 いわき市 都市建設部 都市計画課 景観係
Tel 0246-22-7512 fax 0246-24-4306
Email toshikeikaku@city.iwaki.lg.jp



【市ホームページ】

